

ぬ事のおそきや、湯を得わかさぬかと、ばをぬかる、時、手をつかねて、湯は御ざるが、つけが御座
ないと申たるにぞ、どつとわらいになりける、

〔式正秘傳書〕一公家衆、江戸宿坊落著之時、略同下々ハ一汁三菜香物供ニ晝計湯漬ケ出ス、

〔有徳院殿御實紀附録〕正徳六年四月廿九日、赤坂の邸内なる岡山といふ園亭にて弓を射てお
はしましけるに、本城よりとみの事とて御使あり、三家のかたぐとく出仕あるべきとのこと
なれば、いそぎ湯漬の飯をめして、たゞちに本城にのぼらせ玉ひぬ、

小漬
〔類聚名物考 飲食一〕小漬 こづけ

この小漬といへるは、湯漬飯の事なるべし、御湯漬まいるといふことは、物語などにもおほき事
なり、今の俗にかりそめの飯を小漬飯といふ、そのことに同じ、

〔二水記〕永正十八年三月四日、午時近邊若衆四五人令同道、行本能寺下京法寺中令歴覽之、次行理

乗坊有下小漬、此後移長老坊同一盞、然後法談令聽聞略

〔晴右記〕永祿八年四月二日、結城山城同女房衆上洛也、則罷向小づけ有之、彼地之申狀、今日出之、中
備へ渡遣也、

〔時慶卿記〕慶長八年二月十九日、大坂諸禮下向、近衛殿尹信可同舟申旨候間、申合先予ハ急越、人足

紫竹四人、御所内二人、一人侍也、朱雀一人、鳥羽へ輿ニテ行、源藏人同心也、少納言同舟ヲ仕立、予一
人ハ近衛殿御舟衆、源氏御法文字讀被遊、不審共申入又連歌一折在之、酒小漬等在之、

〔酒食論〕さるをこのほど三人のともがらよりあひて、をのく、心のひくにまかせてあらそふ、一
人の男は造酒正糟屋朝臣長持とて、酒を飲ける大上戸なり、ひとりの僧は飯室律師好飯とて、小

づけをこのむ最下戸なり、ひとりのをのこは中左衛門大夫中原仲成とて、酒も小づけもこのむ
中戸なり、